

《卒業研究報告》

日本における同性婚のあるべき姿

安藤 弘奈 (寺田ゼミ)

はじめに

近年、世界的にセクシュアルマイノリティに対する寛容性が高まりつつある中、日本では同性婚が認められていない。そこで、同性婚が認められない理由や同性婚の必要性を考察し、今後の日本の同性婚のかたちを示していきたい。

第一章 日本の同性婚とセクシュアルマイノリティをめぐる状況

本章では、日本の婚姻制度を紹介し、その情報を踏まえて同性婚の必要性を示しつつ同性婚を必要とする同性愛者やセクシュアルマイノリティの存在を明確にし、日本で同性婚が認められない理由の根源である日本国憲法第24条の内容に触れながら考察していく。

第一節 日本の結婚制度について

本節では、日本における結婚制度を整理した上で同性婚の必要性を説いていく。

まず、事実婚と法律婚の大きな違いは法的扱いにある。事実婚の場合、事実婚だからといって法律の外に置かれているわけではなく、事実上の夫婦と同様の生活をしているカップルには法律婚に準じた関係であるとして一定の法的保護が与えられる。例えば社会保険や公的年金制度の給付などである。しかし、これらだけではパートナーとして生活していくには不十分だと考える。なぜなら、必要最低限以上の法的保護を受けたい場合には公正証書を作成し、事実婚をしていることを証明し

なければならずさらに「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に当てはまるかどうかは裁判所と行政が個別かつ具体的に判断しているため、必要最小限の法的保護が受けられないこともある（杉浦・野宮・大江2016:56-58）。つまり、どのカップルも事実婚としての法的扱いを受けられるかどうかは一概には決まっていない。

これらを踏まえて同性婚を考えると、確信的な権利や社会保障に加えて、周囲から祝福を得られるなどの社会的容認がより求められると言って良い。「ふうふ」としての当たり前を手に入れられるためには同性婚制度化が不可欠である。

第二節：セクシュアルマイノリティと同性婚の概要

次に、本節ではセクシュアルマイノリティの概要や現在の日本社会の性の多様性に向けての取り組みについて説明する。

かつてはテレビなどで同性愛が笑いのネタになるなどの扱いを受けていたが、LGBTQという言葉とともにセクシュアルマイノリティが認知されるようになってきた。しかし未だに偏った見方や考え方が根強く残り、性に対する正しい認識が浸透していないため差別や偏見が起りやすい。このイメージを払拭するには正しい情報を共有し間違いに気づいてもらうこと、さらにその正しい情報を持った人を増やしていく取り組みや新たな社会制度の導入が必要である。

そして、この社会制度の導入に関して日本でも

いくつかの取り組みが動き始めている。例えばパートナーシップ制度がその一例だ。パートナーシップ制度とは、セクシュアルマイノリティが抱える様々な社会的困難を解消するための取り組みの1つである。ここでは代表的な渋谷区と世田谷区の事例について、その概略を示しておきたい。「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」の第4条の(1)と(2)によれば、性的少数者に対する社会的な偏見及び差別をなくし、性的少数者が個人として尊重されること、社会的偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できることと定められている(渋谷区「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」2022年11月29日アクセス)。渋谷区のパートナーシップ証明書はこの条例に基づき施行されており、同様に、世田谷区の「パートナーシップの扱いに関する要綱」においても基本的人権の尊重や性の多様性が求められている。

こうした渋谷区や世田谷区のパートナーシップ制度を基準にパートナーシップ証明書を発行している自治体が増えており、さらに利用者の増加が見込まれれば、差別禁止の法制度や同性婚の法制化など国レベルでの法制度の整備、企業の取組など、日本社会の変化が大きく期待できる(棚村・中川2016:225)。

また、セクシュアルマイノリティに対する社会的な変化は政治の面でも動きをみせている。2022年に行われた参議院選挙の公約には、自民党以外がLGBTの政策を掲げていた。

このように、日本社会が性の多様性にむけて様々な取り組みが行われてきている。さらに、新たにLGBT差別禁止法や同性婚の法制化、または憲法改正が実現すれば、社会のセクシュアルマイノリティに対する意識もさらに高まり、差別や偏見などといったことは軽減し、当事者たちの生活

も以前より過ごしやすくなるだろう。

第三節：憲法第24条「両性」の定義をめぐる問題
次に、本節では日本の同性婚の法制化にあたって、憲法第24条の「両性の合意」の定義をめぐる問題について考察していく。

日本では同性婚ができない。なぜなら、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」(衆議院「日本国憲法」2022年12月1日アクセス)と定められているからだ。現在、日本政府は「同性婚制度を憲法が禁止している」との見解はとっていない。そして、同性婚の容認が定かになっていないことから「両性」の解釈について「両性=異性」と「両性=2つの独立した性」の2つの考え方が存在する。この「両性」がどのような意味を持っているのかは議論がなされている過程である。

2015年当時法務省民事局民事第一課長の山崎耕史による講演録中の記載によると、「山崎は、『憲法上の問題であるとは法務省でも簡単に言えることではない』と述べ、同性カップルの結婚届の不受理証明に憲法上問題があるという記載はしなくなったと述べている」(日本加除出版株式会社「戸籍時報739号」2016年6月20日発行)。憲法上の問題というのは、恐らく市区町村で論評すること自体もなかなか困難と思われ、もちろん法務省でも容易に言えることでもない。

したがって、ここ最近では不適法であるということ「戸籍時報739号」の記事(2016年6月20日発行)にて不受理証明が出されている。少なくとも現行民法が同性婚を前提としていないことは明らかであるからだ。政府は法律上同性カップルからの結婚届を受理しない理由について、憲法24条が同性婚制度を禁止しているからという理由を採用していない(公益社団法人MarriageForAllJapan「憲法と同性婚憲法」2022

年12月1日アクセス)。憲法第24条の「両性の合意のみ」の言葉が日本で同性婚が認められない理由を支配しているように思えたが、憲法は同性婚を禁止していないことも示唆している。もしも、「両性」と用いた理由が婚姻を望む二人に同等の権利があって二人の合意のもとに認めると解釈をすれば、「両性=2つの独立した性」と捉えることができ同性婚も認められる。しかし、上述の山崎の意見の通り現在でもこの両性の解釈は確定的でない。

また、2015年2月の参議院本会議の代表質問で安倍晋三首相(当時)はこの憲法24条1項を挙げ、「同性婚を認めるために憲法改正を認めるべきか否かは、我が国の家庭のあり方の根幹にかかわる問題で、極めて慎重な検討を要する」と否定的な見解を示した(杉山2016:149)。この見解については、憲法制定時は男女の婚姻のみという解釈であり同性婚が想定されていなかったため、禁止の対象となりうることはない。さらに、日本国憲法第13条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と述べられている。このように、憲法第13条の「個人の尊重」の観点からすると、誰が誰と結婚しどんなかたちで幸福を手に入れようとするのかは自由であり、基本的人権として保証されている。むしろ同性カップルか異性カップルかで扱いが異なることは、憲法14条の平等原則に違反する不当な差別的扱いであり、同性婚を認めないことこそ憲法違反と言えよう。

以上を踏まえ、日本の結婚制度の比較やセクシュアルマイノリティの生きづらさ、憲法第24条の視点から同性婚の必要性について説いてきた。第24条の見解に関しては、同性同士の結婚は禁止されてはいるが、認められてもないという結論に至った。しかし、第三節で述べたとおり、同性

カップルのみが法的な権利と社会保障、すなわち社会的承認を得られないことは基本的人権を保証する憲法13条及び平等権を定める憲法14条に違反する人権侵害であると言わざるをえず、同性婚の法制化または憲法改正を進めるべきではないだろうか。

第二章：パートナーシップ制度の役割と問題点

本章ではパートナーシップ制度の持つ役割と問題点を整理しながら、この制度がどのような効果をもたらし、社会にどのような影響を与えているのか考察していく。

第一節：パートナーシップ制度とは

本節では、パートナーシップ制度の概要的な説明を述べる。

パートナーシップ制度とは、日本の地方自治体において、法的拘束力はないものの同性カップルを承認し証明書を発行することで一定の権利を認めようとする制度のことである(Magazine forLGBTQ+Ally「同性パートナーシップ証明制度とは」2022年12月1日アクセス)。また、パートナーシップ制度は大きく2つのモデルに分かれており、1つは渋谷区で施策されている渋谷区型、もう1つは世田谷区で施行されている世田谷区型と呼称され、両型の制度の効力や特徴などは異なる。2つの大きな違いとしては「条例」であるか「要綱」であるかの違いである。「条例」は法令の1つであり、「要綱」より強制力が強いものとなる。それに対し「要綱」である世田谷区型の方が渋谷区型ほど法律に近い効力はないが、公正証書の作成が不要なため渋谷区型よりも世田谷区型の方が多くの自治体で導入されており全国的に普及している。このように異なる点はあるが、年々パートナーシップ制度の交付件数は増加傾向にあるためどちらの制度も効果的だといえる。

第二節：パートナーシップ制度の役割

本節ではパートナーシップ制度の役割を紹介する。パートナーシップを持つことで日常生活の様々な場面での手続きが円滑になるほか、様々なサービスが受けられるようになる。その利用できる様々なサービスとして挙げられるものは、公営住宅への入居可能、一部の生命保険会社で生命保険の受取人を同性パートナーに指定可能（東・増原2016:86）、同性パートナーへの家族割引が適用可能（東・増原2016:86）のこれら4点である。基本的には、渋谷区型、世田谷区型の両方に共通して適応される事項ではあるが、やはりパートナーシップ宣誓書受領証に比べ、パートナーシップ証明書の方が法律に近い効力を持っているため、後者の方が信頼度は高い。そのため、自治体によってはパートナーシップ証明書しか受け付けない場合も有る。パートナーシップ制度の持つ役割について紹介したが、パートナーシップ制度でできることには限りがある。そこで、パートナーシップ制度をさらに有効化するためにも、次節では問題点を洗い出し考察していく。

第三節：パートナーシップ制度の問題点

本節では、パートナーシップ制度の問題点について考察していく。同性カップルはパートナーシップを手に入れても婚姻関係が認められるわけではない。例えば、「同性パートナーに相続権がない」、「子供の共同親権が持てない」、「不動産を共同名義にできない」などの問題がある（東・増原 2016:85）これらは一部に過ぎないが、パートナーシップ制度ではできないことが多くあることがわかる。

ここまで、役割と問題点の2点に分けて紹介した。パートナーシップ制度によって様々なサービスや社会的配慮を受けやすくなり、この制度が広がっていくことでセクシュアルマイノリティへの社会的認知や性の多様性への理解が促進されるこ

とが期待できる。しかし、結局は婚姻同等の権利からはかけ離れており、婚姻関係でないことで生じる社会的困難は数多く、まだまだ同性愛者が同性愛者と同じような暮らしを迎えるは現状難しい。「ふうふ」のかたちを手に入れたい同性愛者のためにも、パートナーシップ制度をこれ以上有効化できないのであれば、パートナーシップ制度は既存のかたちとして残し、新しく同性婚を法制化するべきだと考える。

第三章：アメリカとの比較

本章では日本との対比例としてアメリカを挙げ、同性婚に対する法制度について考察していく。アメリカは、同性婚反対派がいたものの同性婚が法律上認められ、そしてその変遷は各州から全州へと広がった。これらが日本の現状と重なり参考にできるのではないかと考える。

第一節：アメリカの同性婚容認までの背景

本節ではアメリカの同性婚容認までの過程を年代別に簡単に紹介する。

アメリカにおいては1960年代にソドミー法の制定と同性愛者への迫害、70年代に同性婚を求める訴訟の始まり、80年代にドメスティック・パートナーシップ制度の導入、90年代にDOMA（結婚防衛法）の制定と同性婚禁止、00年代にシビルユニオン制度の導入と州における同性婚の合法化、10年代にDOMA違憲判決と同性婚の合法化がそれぞれなされた。つまり全米で同性婚が合法化するまでに約40・50年かかっていることがわかる。長い年月がかかったものの、最終的には裁判の判決を勝ち取ることができた。その背景には、同性婚推進派や同性愛者である当事者たちが訴訟を提起し続けたことなど、それぞれが自主的に行動したことが大いに繋がっている。そして何よりも、当事者が可視化されたことが判決や世論を動かすことに繋がったといえるのではないだろうか。

第二節：アメリカと日本の現状比較

本節では、アメリカの同性婚容認の大きな鍵となった、ドメスティックパートナーシップ制度とシビルユニオン法に焦点を当てて考察していく。

現在日本には同性カップルに法的保護を与える制度が存在しない。そこで、婚姻同等の権利が得られるシビルユニオン法と限定的な法的保護を与えられるドメスティックパートナーシップ制度は導入していくべきだと考える。具体的な導入案は以下を参考にしたい。

まず、日本では法律上明確にセクシュアルマイノリティへの差別が禁止されていない。憲法第13条の「個人の尊重」の観点からすると、国民は誰が誰と結婚しどんなかたちで幸福を手に入れようとするのかは自由であり、基本的人権として保証されている。これに対し日本では同性婚が認められていない。同性カップルか異性カップルかで扱いが異なることは憲法14条の平等原則に違反する差別的扱いだと捉えることができる。そして、このような差別が起きているという現状をもっと問題視すべきであり、社会的認識を広げていく必要がある。

例えば、LGBT差別禁止法やLGBT平等法を実現していくべきだ。LGBT差別禁止法とは直接差別の禁止、間接差別の防止及び禁止、啓発活動といった差別を解消するための支援措置などが設けられる法制度のことである（LGBT法連合会「性的指向および性自認等による差別の解消、ならびに差別を受けた者の支援のための法律に対する私たちの考え方」2022年12月11日アクセス）。また、LGBT平等法に関しては、性的指向や性自認に関する差別的取り扱いを禁止し、LGBTもLGBTではない人も「平等に扱おう」という法律である（Equality Act「LGBT平等法とは」2022年12月11日アクセス）。

この2つの法制度を実現できれば、セクシュア

ルマイノリティに対する正しい理解と差別解消の意識が高まり、法律という大きな根拠をもとに社会的認知を得ることができる。そして、当事者たちが可視化されることで当事者たちの婚姻できないことによる困難や生きづらさも可視化され、同性か異性かで婚姻できないことは人権侵害である、という認識が生まれるはずだ。こうした社会的認知と理解を得るためにLGBT差別禁止法やLGBT平等法を制定することで、セクシュアルマイノリティへの関心が高まりシビルユニオン法も導入しやすくなるに違いない。

また、ドメスティックパートナーシップ制度も新たに導入していく必要がある。現段階のパートナーシップ制度では法的保護がなく第二章第三節で述べたような問題点が多い。そこで、現在の日本で適応されているパートナーシップ制度に限定的な法的保護を加えてさらに有効化させた形で取り入れていくべきだと考える。まずは、パートナーシップ制度のはじめのモデルとなった渋谷区と世田谷区で一部の社会保障やサービスが適応可能になれば、一気に注目度は高まり徐々に多くの自治体で導入されることが予想される。そして、利用者の増加と連なりこの制度が社会的に認識されるようになれば、セクシュアルマイノリティの存在も可視化される。アメリカではドメスティックパートナーシップ制度が導入される前にゲイ解放運動や同性婚を求める訴訟も提起され始めていたという背景がある。このように当事者の存在が可視化されることは重要なため、ドメスティックパートナーシップ制度を導入するにあたって当事者たちの社会的認知と理解を得る必要がある。そのためには、シビルユニオン法の導入案と同様にLGBT差別禁止法やLGBT平等法の実現に努めるべきである。

以上が私の考える導入案である。日本が性の多様性を尊重する社会になるためには、ドメスティックパートナーシップ制度の導入やシビルユ

ニオン法などの社会制度の導入を行い、社会的認識や理解を促進させた上で同性婚の法制化を望む。いくつかの選択肢（制度）があることでセクシュアルマイノリティが生きやすい世の中になることを期待したい。

第三節：日本における同性婚のあるべき姿

これまで様々な視点から日本の同性婚がどのようにあるべきか考察してきたわけだが、結論から言うと同性婚を法制化すべきだ。理由としては以下のことから考えられる。

1つ目は同性婚を認めないことは基本的人権を保障する憲法13条及び平等権を定める憲法14条に違反しており、人権侵害であるからだ。「すべて国民は法の下に平等」であるはずが、異性カップルのみ結婚という形で社会的保証が得られるのに対し同性カップルに対して認めないというのは同性カップル、同性愛者に対する人権侵害である。

2つ目は今のパートナーシップ制度では社会的な保障が不十分であるからだ。現在のパートナーシップ制度では第二章第二節のとおり、不十分な点が多い。新たに法的保障が得られる制度を各自自治体で導入すること、もしくは同性婚を法制化しなければ、同性愛者は生きづらいままである。

3つ目はアメリカのような同性婚を実現したロールモデルがあることだ。アメリカもはじめは、性の多様性に寛容な国ではなかったが、あらゆる州で社会制度の導入と拡大、同性婚推進派や当事者たちの起こした数々の訴訟が入り組み合い、長年この問題に向き合ってきた結果同性婚が実現した。こうした事例を参考にすることでより同性婚が実現しやすいものになると考える。

以上の理由から、同性婚を法制化すべきだと考える。第三章の第二節で述べたとおり、同性婚法制化の流れをつくるには新しくセクシュアルマイノリティを尊重する制度の導入に努め、社会的認識や理解の促進に図り、社会の性に対する正し

い共通認識を生み出すことが大切である。

参考文献

杉浦郁子・野宮亜紀・大江千東、2016、『パートナーシップ・生活と制度』、緑風出版。

棚村政行・中川重徳、2016、『同性パートナーシップ制度』、日本加除出版株式会社。

戸籍時報編集部、2016、『戸籍時報739号』、日本加除出版株式会社。

参考Webページ

公益社団法人MarriageForAllJapan、2022、「憲法と同性婚」、『【東京・1次訴訟】第一審判決のご報告』
<https://www.marriageforall.jp/marriage-equality/constitution/>

(2022年12月11日取得)。

渋谷区、「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」、条例第12号
https://www.city.shibuya.tokyo.jp/reiki_int/reiki_honbun/g114RG00000779.html

(2022年12月1日取得)。